

政経研究時報

No. 21-4 (2019. 3)

公益財団法人 政治経済研究所

〒136-0073 東京都江東区北砂1丁目5-4

Tel.03-5683-3325 Fax.03-5683-3326

<http://www.seikeiken.or.jp/>

E-mail:office@seikeiken.or.jp

【目次】

2018年度第3回公開研究会 報告者:吉田敬一

亡国の日本型グローバル化と持続可能な地域づくりの課題

主催者挨拶 鶴田満彦... 1

参加記 亡国の日本型グローバル化と持続可能な地域づくりの課題 ... 一條三子... 3

2018年度第4回公開研究会 報告者:中島三千男

天皇の「代替わり儀式」と憲法

主催者挨拶 鶴田満彦... 7

中島三千男氏 「天皇の『代替わり儀式』と憲法」に参加して ... 澁谷朋樹... 8

政経時評

戦死者数についてのこだわり—戦後はまだ終わっていない 吉田裕... 13

現代経済研究室研究会

多国籍企業とタックスヘイブ—租税回避額の推計を中心に 金子文夫... 15

海外調査報告

重慶爆撃の被害者を訪ねて 塩澤俊之... 18

研究所の動向 (2018年10月～2018年12月) 20

2018年度第3回公開研究会 (2018年12月7日)

亡国の日本型グローバル化と 持続可能な地域づくりの課題

吉田 敬一

(よしだ・けいいち 駒沢大学経済学部教授)

主催者挨拶

鶴田満彦

(政治経済研究所 代表理事)

年末のお忙しいなか、公益財団法人政治経済研究所の本年度第3回の公開研究会にご参加いただき、ありがとうございました。都心のこのような立派な会場を提供してくださった早稲田大学法学部教授会ならびに紹介の労をとられた金澤

孝准教授に感謝いたします。

政治経済研究所は、アジア・太平洋戦争中に設立された東亜研究所の後継組織として、1946年に創立された財団法人ですが、2011年には内閣府の認可を得て公益財団法人に組織替えし、社会の多くの人々に公益を提供する事業を行うこととなりました。今日の公開研究会も、そのような公益事業の一環として行われるものです。

さて、今日は、駒沢大学経済学教授の吉田敬一先生にご登場いただいて「亡国の日本型グローバル化と持続可能な地域づくりの課題」というテーマでお話しをしていただきます。吉田敬一先生は、政治経済研究所の事業にきわめて熱心にご協力いただいている、政経研の年2回刊行の学術雑誌『政経研究』昨年12月刊行の109号にも、「持続可能な地域づくりとローカル循環型経済」という論文を書いてくださっています。

さて、現代経済の主流をなしているのは、グローバル化、つまり、モノ、カネ、ヒト、技術、情報の国際的移動を通じて大企業に最大限の利益をもたらすことを目指す経済運営方式で、現代経済はしばしばグローバル資本主義と呼ばれています。グローバル資本主義を担っているグローバル大企業には、利益の獲得のためなら、国内の雇用がなくなっても、地域社会や農水産業が崩壊しても、社会保障予算や文教予算の削減で医療や教育が困難になっても構わないという哲学がしみ込んでいます。しかし、アベノミクス流の「働き方改革」で非正規労働が増えて

多くの人々が貧困化し、地域社会や農水産業が消滅し、まともな医療や教育を受けられないとなると、人間は生存可能性を失うこととなります。

これに対しては、多くの人々が国内の雇用を増やせ、農水産業を守れとか、地域の産業を振興して住民主体の「地域づくり」をしようという運動を展開しています。グローバル資本主義論に対しては、その反対軸に藻谷浩介さんの里山資本主義論があります。私は、老人なので比較的によくテレビを見るのですが、好きな番組の一つに、「イタリアの小さな村の物語」があります。イタリアの山奥あるいは海辺の小さな村で、人々がモノづくり、商店経営、ホテルやレストランの経営、あるいは年金・ボランティア生活にいそしんでいる。こういうしっかりしたコミュニティ生活を基盤として、スーパーカーやワインや食料品の輸出、観光産業が成り立っているように思います。財政危機のイタリア経済を批判する人がいますが、米国ファーストで刹那主義のアベノミクスよりも、はるかに将来を見据えた健全な経済運営をしています。

世界平和や地球環境保全のためにすべての国々がグローバルに協力することは、絶対に必要です。経済の面では、多面的な自由貿易も必要でしょうが、なによりもまず、各国が国民経済と地域レベルで、持続可能な経済循環を行うことが必要です。吉田先生のお話のあと、持続可能な地域づくりをめぐる、活発な質疑応答が行われることを期待します。

亡国の日本型グローバリゼーションと 持続可能な地域づくりの課題 参加記

一條 三子

(いちじょう・みつこ 放送大学埼玉学習センター 跡見学園女子大学非常勤講師)

昨年12月7日に早稲田大学9号館第1会議室で吉田敬一駒澤大学教授による公開研究会が行われた。半年前に当研究会員になったばかりだったがタイトルに惹かれて聴講に出かけ、参加記録を仰せつかった。本稿はタイトルに惹かれた理由を明らかにしたうえで、わかりやすく説得力ある吉田教授の講演を可能な限り正しく再現することに努めている。

I はじめに～参加目的～

ここ数年、宮城県各地に月に1回程度でかけています。2013年10月に当時在職していた埼玉県公立高校の修学旅行でお世話になった時の縁がきっかけです。この時に訪ねた石巻市、東松島市、女川町、南三陸町等の太平洋沿岸地域に始まった訪問地が、今では南の白石市方面から北の大崎市鳴子町一帯にまで広がっています。外部に伝わる情報は津波の被災がもっぱらですが、登米や白石など内陸部の地震の被害も相当であったことは、訪ねてみてはじめて知ったことでした。

震災を機に、それまでも人口減少に悩まされていた地域の多くで住民の流出が止まりません。特に若い世代の故郷離れは深刻です。かつては湯治客で賑わっていたという温泉郷に佇むと、自然という豊かな資源さえ持て余している地域の実情がひしひしと伝わってきます。

たまに外から覗くだけの人間がとやかく口出しすることではないと思いつつ、我が生活圏の埼玉県中部域だって決して人ごとではない状況、地域振興の問題は日本全体の課題と考え、今回の研究会のテーマに飛びつきました。

II 講演録

1. 21世紀日本経済の構造転換の構図

(1) 企業内国際分業体制を

確立した大企業

20世紀の経済はインターナショナル化の時代だった。各国が国内で生産し、国境を前提としたうえで、できるだけ外に発展することをめざしていた。21世紀はグローバリゼーションの時代、資本が国境を越えて出て行く。資本が単一化して勝手に世界中を歩き回り、基本的に国内経済に対する配慮はない。

東京商工リサーチのデータから、リーマンショック(2008)の前年を100としたときの26万5,000社余りの売上高の推移を見てみよう。リーマンショック翌年の09年度にそのダメージが顕在化した(84.7)。現在の日本経済はアベノミクスの効果で利益が上がり好調というが、実態は17年度になってもまだ07年度の水準まで回復していない(98.8)。ただし、大企業(=上場企業)と中小企業(=非上場企業)

に分けて見てみると相当に事情が違う。

両者の08年度、09年度、17年度の売上高と純利益をそれぞれ同様の指数で比較してみる。大企業は17年度になっても売上高はリーマンショック前に戻していない(94.4)が、純利益は165.6まで上げている。中小企業は17年度には売上高でリーマンショック以前をクリアした(101.4)。純利益ももちろん上げている(158.4)が、大企業に比べれば売上高との乖離は小さい。東商リサーチは大企業の純利益増加の理由を非正規雇用の拡大にあるとする。しかし、中小企業の多くは非正規労働者を人件費削減のために戦略的に使う余裕はない。労働分配率を見れば、大企業が43.9%であるのに対して、中小企業は70.1%。少ない利益でも雇用確保のために使い、営業努力で純利益を上げている。大企業と同じやり方とみたら間違いだ。

自動車生産会社8社合計で、1985年では国内生産が海外生産を圧倒している。メイドインジャパンの時代だった。資金を低く抑えられる東北や九州に工場をつくり、結果的に地方にトリクルダウンが成立していた。90年はさらに国内生産が伸びているが、これは当時もバブルに浮かれてつくりすぎと言われた。その後はぐっと落ちたが、海外生産の方は伸びる一方。そして、輸出はほとんど一定。なぜか。輸出の意味が20世紀と21世紀で変わった。グローバル化の時代の輸出は、それまでと意味が違う。

(2) アベノミクス景気は蜃気楼現象

安倍政権が自由貿易をやると言っているが、アテにならない。日本の輸出は増えていない。みんな現地で生産している。特にアジアの伸びはすごい。国内でやっ

ていた地域間分業のルールを国際的に展開しているわけだ。民主党政権時代(2010-13)と第2次安倍政権時代(2013-16)の「実質国内総生産」、「鉱工業生産」、「輸出金額」、「賃金指数」、「実質消費支出」を比較してみた。どの項目も民主党政権時代の方が高い。唯一安倍政権下で大きく上回ったのが企業の「内部留保」。

異次元の金融緩和でお金をジャブジャブにして円安にしても、大企業は輸出を増やさない。海外で同じ車をつくらせているのだから、日本から輸出する車を安くしても意味はない。どこでつくったにしろ売れば儲かる。だが、その売り上げは賃上げにも下請けにもまわさず、内部留保にまわす。

(3) 大企業の母工場機能と 国内に残る製造業の機能と 下請け中小企業の役割

とはいえ、円高に振れば損をするはずだが、賢い企業はそれでも儲かる仕組みをつくってしまった。21世紀に入ってから日本の技術貿易が突然黒字に変わった。海外の工場には改善や技術向上のための部門はない。技術指導料として、出荷額の5%から10%を日本の本社に払う仕組みをつくったのだ。

母工場というのは、本来は開発の拠点。企画・開発をして図面を引き試作を行う。だが、今の企業は金型をつくるなどの面倒でコストのかかる量産試作はやらず、机の上、技能中心に手作業で賄える段階までしかやらない。量産試作は優秀な中堅企業に任せるのだ。試作だけやらせては経営が成り立たないから、内需生産分の仕事をまわす。こうした中堅企業は本社から通える範囲の北関東あたりまでに限られ、そこに道路が通じている。

基本的に生産は海外で行い、国内では技術本部さえ維持していればいい。完全に国内経済は顧みない。切り捨てられるのは単純作業を担う下請けの中小企業。世界で戦う大企業が地域経済に配慮することはあり得ず、トリクルダウンが生まれる構造などない。

(4) 綻びが顕著な中小企業の モノづくり特性

中小企業の特性を理解する必要がある。日本の場合の大企業と中小企業の違いは何か。大企業の役割は研究開発と組立てで、一番ややこしい加工の7割は中小企業が担っている。ヨーロッパは逆、下請けを使う場合の問題は納期で、日本のように一糸乱れず親会社のいうことを聞くということはない。だから加工まで大企業が一貫して取り組んでいる。

現場労働者には高い能力が求められる。そんなこと言ってもロボットに教えてしまえばすんでしまう、とはいかない。コンピューターは文句を言わないし、同じことをいつまでも繰り返しやって、しかも間違えない。人間はいやになれば不平も出るし手を抜こうともする。そこから改善の提案も出てくる。発明だって失敗をポイすることもあるが、違う発想で新しい発見につながることもある。けれど、コンピューターには意外性がない。

マザーマシンの法則、自然科学でいえば母性原理。工作機械で作られた機械は母なる機械を超えられない。けれど、人間の扱い方次第で1000分の1の精度の機械から2000分の1の精度を引き出せる。人間の技能が技術を生み出す。太田の工場での経験、熟練工が工作機械の蓋を開けたまま火花の散る中をのぞいている。危ないから閉めろと言ったらアホと言われ

た。中を見ていなければ、今やっている工程が順調か間違っているかわからないだろうと。機械任せでは事故が起きるまで不具合に気づかない。

技能熟練者は必要不可欠だ。大企業も能力を一定程度残しておかないと下請けを指導できないから、技能工、熟練工はいる。けれど、自社のためだけにあり、閉じられた存在だ。それに引き替え中小企業の熟練技能は開かれた存在であり、公共財としての価値を持つ。残念ながら、昨今ではこうした中小企業に蓄積されてきた技能・技術が、儲からないという理由で見捨てられつつある。ドイツではマイスター制度、イタリアでは職人が仕事を通じて継承しているものが、日本では大事にされない。だから優秀な技術者が海外に出て行く。母国を見捨てるのか、という批難はまったくあたらない。だが、このままでいいのだろうか。

2. 地域再生を支える 循環型地域経済づくりの課題

結論として大企業はアテにならない。しかし、中小企業も今までのモノづくりの体制で今までと同じモノをつくっていたのでは間に合わない。

地域経済振興に特効薬はない。単純に言えば、まずは地産地消。今、地域で生産していて無駄に外に出しているのは何か、最大はエネルギーだ。食品もそう。自分たちが生産した農産物をそのまま売って、外で加工したものをスーパーで買う、という間の抜けた現象が当たり前になっている。まずは、地域で消費するモノは地域でつくろう、という提唱だ。

次の地産地商の「商」に注目してほしい。地域のモノを地域で売っているが、売っているのが外の商人であるなら、利

益は外の商業資本にいく。利益だけが東京に持っていかれてしまうわけだ。地域の商人が扱い、地域の中でお金が循環する仕組みをつくる。それができて初めて外に売ればいい。それが、地産外商。地場産業のあるところは地域外にも売ればいいし、地域内の需要を満たすことで満足したっていい。多様性が大事だ。

モデルとして、『小さな村のものがたり』に登場するヨーロッパの片田舎を想起してほしい。そこでは非市場経済がものすごく強い。会社員や公務員でも広い農園を持っていて、たとえば村の電気屋に家電製品を修理してもらったら野菜をやる。市場にまわらない経済的つながりが強固に張り巡らされているのだ。一見ちっとも儲かっていないような自営業者も、物々交換みたいな形でのんびりと生きていける。日独伊の自営業者数の推移を見れば、日本だけが激減しているのがわかる。

パリの街角のカフェやイタリアのバーに、秋田県の樺細工の容器が置かれている。密封度が高く、日本茶を入れるのに最適といってわざわざ取り寄せている。当の日本では家でもペットボトル、日本の民俗文化が失われている。日本の地域社会が育んできた食と住の文化で地域振興を考えるべきだ。再生エネルギーは海外では地域生活に活かしているが、日本は売電ばかり。電力だけでも地域中心に組み替えて、売る目的でなく地域で使いこなすことを考えれば地域に様々な可能性が生まれてくる。岩手県住田町の事例が参考になる。

アベノミクスでは成長しないと見なされた企業、地域は見捨てられる。しかし、民主党政権下で閣議決定された「中小企業憲章」(2010)の前文には、「中小企業は経済を牽引する力であり社会の主役で

あ」って、「疲弊する地方経済を活気づけ」「日本の新しい未来を切り拓くうえで不可欠」と書かれている。政治の世界にもこうした視点はある。ゼロ成長だって続けていけばプラスになる。そうやってしのいでいけばいい。できる地域から一步一步進んでいけばいい。

3. 質疑応答

(質問は省き、本旨を補足する内容のみ付記)

戦後、同じ敗戦国ではあっても独伊は伝統文化を復活させた。日本だけが戦後復興をアメリカナイズで進め、ライフスタイルまで総入れ替えした。普遍性、規格化を特徴とする文明に対して、文化は個別性、多様性が特徴だ。伝統文化を失ってしまえば国際的な文化観光国家は成り立たない。

日本にだって、地域「深耕」して頑張っている地方はある。まだここまでしかできていないのか、という目で見れば頑張っている地域の人達は立つ瀬がない。今やらなければ間に合わない。傍観者になってはおしまいだ。中小企業も自ら動かなければいけない。「待ち」工場からの脱却をめざすべきだ。現状の危機的状況を認め、次に何をすべきかを見極めなくてはならない。

III おわりに

～衰退する一方と思えてならない 地域社会から～

本稿をどう締めくくろうかと思えばぐねてしばらく放置している間に、厚労省の不正統計問題が発覚しました。吉田教授の大企業ばかりが儲かる仕組みの解明は大変わかりやすく大いに納得しました

が、さらに、政治のみならず官僚までもが著しく劣化していることが背景にあると改めて確信しました。大企業は国内経済を顧みず、中央官庁と政府は民、とりわけ地方を侮る時代にあつて、過疎と高齢化が進む一方の地域社会はどのように生き抜くべきなのでしょう。

ヨーロッパで日本の伝統工芸が評価されているという吉田教授の指摘は心強いものでした。高齢社会を逆手にとって、捨てられかけていた伝統文化を蘇らせる

ことが、まだ可能かも知れません。地域社会の中に眠っているかけがえのない価値に気づくのは、案外たまに訪れる外部の人間であることを、私は宮城県各地を訪ねるたびに感じています。そう思う訪問者は息永く往来を続けることで、「人があんまり来ないからここはいい」などのんびり笑い合うおばあちゃん、おじいちゃんにも次の世代に対する今一度の「奮起」を促せるかも知れません。

2018年度第4回公開研究会（2019年2月18日）

天皇の「代替わり儀式」と憲法

中島 三千男

（なかじま・みちお 元神奈川大学学長・同大名誉教授）

主催者挨拶

鶴田 満彦

（政治経済研究所 代表理事）

年度末近くのお忙しいなか、公益財団法人政治経済研究所の本年度第4回の公開研究会にご参加いただきありがとうございました。当研究所は、アジア・太平洋戦争中に設立された東亜研究所の後継組織として、1946年に創立された財団法人ですが、2011年には内閣府の認可を得て公益財団法人に組織替えし、社会の多くの人々に公益を提供する事業を行うこととなりました。今日の公開研究会も、そのような公益事業の一環として行われるものです。

さて、今日は、神奈川大学の元学長で、同大学名誉教授でもある中島三千男先生

にご登場いただいて「天皇の代替わり儀式と憲法」というテーマでお話していただきます。ちょうど1週間前の2月11日は、戦前は紀元節、1966年以來は「建国記念の日」で、紀元前660年のその日に初代天皇の神武天皇が即位をしたとされる日ですが、これは、明治政府が天皇制に神話にもとづく権威をあたえるために明治6年に制定した記念日で、全く科学的・歴史的根拠をもたないものです。また、昨年は明治維新以來150年になるということで、明治という元号になって150年にあたる10月23日には、政府主催の記念式典が開催されましたが、専制主義的天皇制が支配的だった第二次大戦までと、新憲法のもとで国民主権が確立した大戦後とを同じ時期区分のなかに括ることには、根本的な無理があります。

今年は、4月末に現天皇が退位し、5月からは現皇太子が新天皇になるという

「代替わり」が行われます。天皇は、国民主権の原則のもとに憲法上に地位を与えられた存在であり、世襲によって交替することも憲法に定められていますから、天皇の退位に伴って「代替わり」することは差し支えないところであり、現天皇には、「30年間ご苦労様でした」と言いたいところなのですが、代替わりの際に、「三種の神器」を受け渡す「踐祚」（せんそ）とか、新天皇が11月に初めてとれた米を天照大神に供える大嘗という儀式は、明治以後、天皇神格化のためにつくられた儀式であり、きわめて同情的に理解しても天皇家のプライベートな宗教行事であって、天皇の行う国事行為ではないことはもちろん、憲法20条で国およびその機関が関与することを禁じた宗教的活動にほかなりません。現皇太

子の弟である秋篠宮が昨年11月、大嘗祭は天皇家の私費（内廷費）で、「身の丈に合った形で」開催すべきと発言したのは、国民的常識を代表したと言っているように思います。

ところが、安倍政権は、国民的常識に反して、さまざまな代替わり儀式をすべて政府主催で、公的儀式として行おうとしているようです。なぜ、国民的常識が通らないような形で代替わり儀式が行われるのか。その意味するところや政治的意図はなにか。こういった問題を、長年にわたる専門家である中島先生にじっくりとお話していただきたいと思います。お話の後、フロアを含めて活発な論議がおこなわれることを期待いたします。

中島三千男氏「天皇の『代替わり儀式』と憲法」に参加して 澁谷 朋樹

（しぶや・ともき 公益財団法人政治経済研究所研究員）

I はじめに

「平成」の時代も、残すところあと僅かとなった。2019年4月30日に明仁天皇が退位し、翌5月1日に徳仁皇太子が新天皇に即位する。それにともない変更される元号は、日本全国で多くの人々の関心を集めた。各種メディアでも、「次の元号は何か」という話題をよくみかけた。そして、4月1日に新元号の「令和」が発表された際には、平日にもかかわらず、日本中で盛り上がりを見せた。

その一方で、約30年ぶりの天皇の「代替わり」となるが、その「代替わり儀

式」についての議論が、一般にも広く、活発にされているかという疑問が残る。2018年11月の「秋篠宮発言」のときに一時は話題となったが、現在では下火になってしまった印象を受ける。

2019年2月18日、中島三千男氏によって「天皇の『代替わり儀式』と憲法」が報告された。多くの国民にとって、「代替わり儀式」について深く考える機会は、そう多くはないだろう。今回の報告は、それを考え、議論するまたとない機会ともいえるのではないか。本稿では、その報告内容を振り返りながら、特にポイントとなる論点を中心に整理していきたい。

II 「8・8メッセージ」から 「生前退位」まで

2016年8月8日、明仁天皇によって、「象徴としてのお務めについての天皇陛下のおことば」（以下、「8・8メッセージ」）を表明した。このビデオメッセージで、「生前退位」の意向を示したのであった。

この「8・8メッセージ」について、中島報告では、「象徴天皇制」を定着させた強い自負と将来への危機感があるという見方をしている。もちろん、明仁天皇自身の高齢にとまなう懸念もあるだろうが、「象徴天皇制」の今後を考えた上での決断であることは想像に難くない。

しかし、このままだと、「生前退位」は認められない。なぜならば、「皇室典範」第4条をみると、「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する」とあるからである。「生前退位」が規定にないため、「皇室典範」を改正するか、例外として「特例法」で対処する必要が出てくる。それについて、国会において議論となり、結果として、「皇室典範」の改正ではなく、2017年6月に「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」が成立した。これにより、明仁天皇の「生前退位」が可能となったのである。

そして、2018年4月、政府は基本方針を閣議決定した。その基本方針である「各式典の挙行に係る基本的な考え方について」では、以下のように述べられている。

- ① 各式典は、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重したものとすること
- ② 平成の御代替わりに伴い行われた式

典は、現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものであることから、今回の各式典についても、基本的な考え方や内容は踏襲されるべきものであること

以上の2点について、中島報告では、講演のポイントとしている。次からは、この2点を中心に、その問題点を探っていくこととしよう。

III 時代とともに変化する 「代替わり儀式」

まず、「代替わり儀式」を行うことが必要な理由は何であろうか。この代替わりする時期は、王権にとって一番危険な時期であるという。そのため、前王と比較して「カリスマ性が弱い新王の権威づけ」の意味があるという。

このような意味を持つ儀式であるが、その時代によって変化することも知っておかなければならない。まず、この変化の要因のひとつとして、「天皇の権力の在り方や強弱」が挙げられている。日本においては、武家と公家との間の政治権力の移り変わりが、具体的な例としてわかりやすいだろう。歴代の幕府との関係等でも、その時代によって変化をみせている。

もうひとつ挙げられるものとして、「その時代の支配的思想・文化・宗教」が影響することである。そして、その具体例として、3つのことを挙げている。

第一として、「葬送儀礼（陵墓）の変化」である。この陵墓は、時代によって変化している。ちなみに、「皇室典範」によれば、天皇・皇后の墓は「陵」であり、その他の皇族の場合は「墓」である。

「大仙陵古墳」といった古代の「墳丘式陵墓」からはじまり、中世から近世に

かけての「堂塔式陵墓」、近代における「墳丘式陵墓」の復活という変遷を経ている。

古代から中世にかけては、「仏教の流入や隆盛」や「国家神道の成立」等の影響を受けている。そのため、巨大な「墳丘式陵墓」から小規模の寺院、僧侶が関与する「堂塔式陵墓」へ変化したのである。20世紀に入って「墳丘式陵墓」が復活しているのは、1925年の「皇室陵墓令」によるものである。

第二として、「即位儀礼の変化」について述べていこう。ここでは、今回の「代替わり儀式」でも議論の的となっている「大嘗祭」における変化をみていく。

ここで、「大嘗祭」の歴史について少し述べていこう。「大嘗祭」は、7世紀末の天武天皇時代に、皇室の絶対的権威を確立するための一環として始まった。そして、9世紀に清和天皇が即位したとき、大きく変化している。即位当時の清和天皇は、10歳にも満たなかったことから、太政大臣であった藤原良房は、幼帝の権威づけのために大嘗祭を一大盛儀として計画したというのである。

「大嘗祭」は、1466年の土御門天皇のときまで続いたものの、その後221年間には中断されていた。江戸時代に入り、再興されたが、天皇権力の衰退と財政的基盤を失っていたことで、ときに儀式は大幅な簡素化がされたという。このように、「大嘗祭」は古代より脈々として継続されている行事ではなく、幾度かの中断と変更を経て、現在にいたっていることがわかる。

第三として、「即位時の服制」にも変化があるという。古代の律令制度の成立から、幕末の孝明天皇までの約1,200年間は、唐風（中国風）の装束が即位時に用いられていた。しかし、明治天皇の即

位時に廃止され、和風の衣冠束帯姿となった。前近代において、唐風の衣装が用いられたのは、最先端の政治的・文化的な権威は唐であったからである。

では、今回、政府が出した基本方針の「皇室の伝統」が指し示すものは何であろうか。詳しくは後述するが、30年前の「平成の代替わり儀式」や、今回の「代替わり儀式」は、「古代より続く日本の伝統」ではない。むしろ、その儀式の大半は、明治時代以降の「近代の産物」といってよいという。

それは「明治政府が創りだした伝統」であるといえる。つまりは、「伝統の創造」や「創られた伝統」といったものであるともいえよう。「古代から続くもの」ではないのである。この点に関して、日本国民は、「刷り込みからの脱却」をしなければならないのである。

IV 近代日本と代替わり儀式

ここからは、近代日本と代替わり儀式についてみていこう。

近代の即位儀礼は、1909年に公布された「登極令」（1947年廃止）によって規定されている。ここで規定された「代替わり儀式」は、「国民的統合性や国際化といった側面」を含んではいるが、「それまでの伝統的な即位儀式」を否定しているという。そして、近代の「代替わり儀式」は、「天皇制正統神話を目に見える形で演ずる、可視化する儀式である」としている。

こうした近代における即位儀礼の特徴は、以下の3つが挙げられるという。

- ① それまでの神仏習合的、唐風の即位儀礼を廃止し、天皇制正統神話に基づくものにしたこと

- ② 近代国民国家の理念を受けて、国民統合の意味を重視したこと
- ③ 以上の原則を維持しつつ、同時に皇室儀礼の欧風化をしたこと

また、日本における近代国家の主な特徴は、「神権的、絶対主義的天皇増の押し出し、そのための天皇制正統神話の創出」、および「さまじまの装置や制度」を通じた「伝統の創造」であるという。具体的には、宗教政策としての神仏分離や廃仏毀釈政策、国家神道、教育政策、一世一元制、行幸、祝祭日の制定が挙げられよう。また、「天皇制正統神話」は、国家神道の教義でもある。

では、ここで日本における建国神話について少しみていこう。この神話を知ることが、近代の「天皇制正統神話」を理解する上で有益だからである。今後の議論を深めるためにも、神話の理解が必要となってくる。

「神国日本」の建国神話は、概ね以下のような流れである。まず、イザナギとイザナミの2神による国土の創出から始まる。そして、アマテラスオオミカミ（天照大神＝皇祖）が誕生し、その孫であるニニギノミコト（瓊瓊杵尊）が降臨（天孫降臨）したのである。ニニギノミコトの曾孫カムヤマトイワレヒコ（神武）は、東征を経て、大和橿原宮で即位して初代天皇となったのである。

ちなみに、ニニギノミコトが降臨する際に、天照大神が授けた三種の神器は、「八尺瓊勾玉（璽）」「八尺鏡（鏡）」「天叢雲剣または草那芸剣（剣）」である。神話の中で語られているこの3つの宝は、皇位継承のしるしとされている。この中でも、「鏡」は天照大神そのものであるため、特別なものであるという。

また、そのときにアマテラスオオミカ

ミは、3つの神勅（三大神勅）を授けたという。これは、「天壤無窮の神勅」と「宝鏡奉斎の神勅」、「斎庭稲穂の神勅」であり、簡単な内容は以下の通りである。

「天壤無窮の神勅」は、皇室の正統性や万世一系の皇位、国家の永遠性についてのものである。「宝鏡奉斎の神勅」は、鏡の特別性について言及している。「斎庭稲穂の神勅」は、稲作に関することを述べており、「新嘗祭」や「大嘗祭」につながっている。

このような神話を基にして、「天皇制正統神話」は構築されている。「三大神勅」の内容は、「大日本帝国憲法」や「教育勅語」等では、その前提として置かれていた。

V 現代において 「ふさわしい儀式」のために

戦後、昭和天皇の「人間宣言」や「日本国憲法」で、その神格化は否定されている。また、教育勅語が廃止され、過度な天皇礼賛は教育から姿を消している。

では、戦後のそうした変化があった後に行われた、1989年から翌年にかけて「平成の代替わり」は、どうだったのであろうか。結論からいえば、戦前の旧皇室典範、登極令に基づく前回の儀式内容をほぼ踏襲するものであった。

戦後、国家の理念は転換した。先にも述べたとおり、戦前の絶対主義的・神権的天皇制、天皇制正統神話はいずれも否定され、国民主権、基本的人権の尊重、政教分離、平和主義、国際主義等の普遍的理念が重視されたのである。

そこで、日本国憲法の下で初めての代替わりであった「平成の代替わり」は、まったく新しい儀式・行事が考案され、行われるべきであったと、中島氏はいう。

しかし、実際は儀式の名称を変更する等の手法を用いて、近代の儀式を受け継いだものが多かったのである。

また、「基本方針」では、「平成のお代替わりに伴い行われた式典は、現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものである」としている。その部分については、どうであろうか。

1988年に、「平成の代替わり」が現実的なものとして考えられはじめた。そのとき、野党による国会での儀式についての質問に対して、与党であった自民党は昭和天皇が重態であることを理由として答弁を避けている。その後も、開かれた議論はないままに、旧登極令に準じた儀式が行われた。

今回の基本方針で、「現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものである」としているが、当時から十分な検討が行われていないのが事実なのである。

2018年11月の「秋篠宮発言」は、大嘗祭の費用に関して述べたものであった。これまで述べてきたような経緯から鑑みるに、儀式にかかる多額の費用に関してもさることながら、十分な議論がされないままの儀式が行われることへの意見であったとみることもできるかもしれない。

今後、大きな変革も必要となってくることもあるだろう。しかし、それはできないのではないかとの声も出るだろう。しかし、それは正しいとはいえない。

例えば、明仁天皇と美智子皇后の葬儀についてである。天皇・皇后の意向を受けて、旧来の土葬ではなく火葬で行われること、陵墓が若干ではあるが縮小することが決まっている。このようなことがあることを考えれば、大きな変革も決して無理ではない。その一方で、そのためには、その時代の天皇のイニシアチブも

必要な要素であるという。

VI おわりに

ここまで、中島報告の講演の概要を中心に述べつつ、2つの論点を明らかにしてきた。

最後に、今回の「代替わり儀式」に関する問題について述べておこう。中島報告において、「代替わり儀式」とは「日本の国がどのような国であるか、その時代の国家社会の在りようを何十年に一度、大々的に凝縮して内外に示すもの」と述べている。

もし近代の「代替わり儀式」を踏襲するものであるならば、「戦前回帰的な理念を容認して、国の内外にそれを示すこととなる」という。それは、「まさに戦前と戦後の違いを曖昧にする『明治150年史観』の容認に繋がる」ともしている。

本来、今回の「代替わり儀式」を含めて、「国民主権」と「政教分離」に則った儀式を行うことが必要となる。そして、そのためには、戦後日本の培ってきた理念に則った儀式が行われるように、国民は声を上げていかなければならない。儀式が終わった後も、国民が関心を持ち続けて、議論を継続していかなければならないのではないかと考える。

また、「象徴天皇制」についても、継続した議論が必要だろう。現在、明仁天皇が「象徴天皇」として、日本国民の大多数に支持されていることは、誤った認識ではないだろう。2019年3月に公表された毎日新聞の世論調査でも、それは明らかになっている。

徳仁皇太子は、2019年2月23日の誕生日記者会見において、皇室の在り方について、「国民と心を共にし、苦楽を共にする皇室」を基本として、望ましい皇室

の在り方を模索していくという。また、「象徴天皇」として、どうあるべきかを常に考えるとも述べている。

「平成」は、「31年」で幕を閉じる。「象徴天皇制」についての議論は、「代

替わり」ということもあって一般でも活発化している。これを一過性のもので終わりにせず、「令和」の時代に入っても、国民全体で議論していくようにしなければならないだろう。

政経時評

戦死者数についてのこだわり

—戦後はまだ終わっていない—

吉田 裕

(よしだ・ゆたか 公益財団法人政治経済研究所理事 一橋大学大学院教授)

一昨年末に出版した『日本軍兵士』（中公新書、2017年）で、「アジア・太平洋賞特別賞」と「2019新書大賞」を受賞した。およそ賞と名の付くものは小学校の作文コンクール以来いただいたことがないので、素直に喜びたいと思う。何よりも学部・大学院の吉田ゼミの卒業生たちが喜んでくれたのがうれしかった。また、鹿島茂は、成毛眞との対談の中でこの本について次のように発言している（『中央公論』2019年3月号）。私の問題意識を巧みに表現していると思う。

軍隊というのはそういう惨めさに満ちた世界であって、特に日本の兵士は世界で一番悲惨な、レ・ミゼラブルな兵隊だった。その理不尽さというものが全部忘れられてしまったことに対する警鐘として、とても良い本です。

自慢話から始まってしまったが、実は日本政府は日中戦争以降の戦死者数を概

数でしか公表していない。厚生省が刊行した『援護50年史』（ぎょうせい、1997年）によれば、日中戦争以降の全戦没者数は、軍人・軍属が230万人、外地の一般邦人が30万人、空襲・原爆などの戦災等による国内の死没者が50万人、合計で310万人である。しかし、同書では、フィリピン＝51万8,000人、中国（旧満州を除く）＝46万5,700人など、地域別戦没者数は示されているものの、年次別、階級別、年齢別、性別等のデータが示されていない。このうち軍人・軍属に関しては『日本軍兵士』で明らかにしたように、厚生労働省と各都道府県が戦死者の個人データを保有しているにもかかわらず、それを集計・分類し公開する努力を怠っているのである。こうした最も基礎的なデータがわからないということが、戦争の歴史を研究する上で大きな障害となっている。

まず軍人・軍属の年次別戦死者数は戦局の推移や悪化を示す重要な数値である。年次別、さらには地域別の戦死者数がわ

かれは戦局の推移を俯瞰的に分析することができる。日本ではアジア・太平洋戦争（いわゆる太平洋戦争）というアメリカやイギリスとの戦争というイメージが強いが、実際には、国民党と共産党との激しい対立をはらみながらも、中国が抗戦を続けたことが日本の戦争遂行能力に大きなダメージを与えていた。中国の抗戦によって常時70万から100万人をこえる日本軍が中国戦線に拘束されていたのである。私としては中国戦線における日本軍戦死者数の年次別変化を知りたいが、現状では困難である。なお、前述の厚生労働省が公表している地域別戦没者数は、軍人・軍属の戦死者プラス民間人の死没者であり、両者が区別されていない。

階級別戦死者数についても詳しいデータが必要だ。最前線で戦う下級将校の場合は戦死率が高くなる可能性があるが、彼らを別にすれば将校でも階級があがれば上がるほど戦死率が下がるのか。あるいは階級の低い兵士ほど戦死率が高くなるのか。軍事史研究者としてはそういう問題を検討したいのだが、残念ながら基礎データがない。

年齢の問題も同様である。作家の澤地久枝は、日本海軍の機動部隊が大敗を喫したミッドウェー海戦（1942年6月）について、日米両軍の戦死者一人一人を調べ上げるといふ気の遠くなるような調査を行っている。その結果をまとめ上げたのが大作、『滄海よ眠れ』全6巻（毎日新聞社、1984-85年）である。その時の調査に基づき澤地は資料集の形で『記録 ミッドウェー海戦』（文藝春秋、1986年）を出版しているが、同書によると、この海戦における日本側戦死者は3,057人、そのうち15歳の戦死者が4人、16歳

が10人、17歳が59人もいる。戦争体験世代にはよく知られていることだと思うが、戦前の「帝国陸海軍」は軍を志願した少年兵、あるいは少年兵出身の下士官に大きく依存した軍隊だった。現在、兵士として戦闘に参加することを余儀なくされた「子ども兵」（一般的には18歳未満）の存在が国際的にも大きな問題となっているが、戦前の歴史を考えるならば日本にとってこれは他人事ではない。

それにしても、不思議に思うのは、15歳と16歳の戦死者がかなりいることである。15歳で志願したとしても軍の学校における教育期間があるから、この歳の少年が従軍していることは普通では考えられない。ちなみに14歳以上の少年から採用する海軍特別年少兵制度が発足するのは1942年からである。少年兵についての研究はまだ始まったばかりで不明な点が多いが、今後の研究の進展が望まれる。

最後に性別の問題だが、230万人の軍人・軍属の中にどれだけの女性が含まれているのかも全く分からない。靖国神社編『靖国神社に祀られた乙女たち』（非売品、1998年）によれば、合祀者246万6,000人のうち5万7,000人が女性であり、その大半は「大東亜戦争に於ける従軍看護婦・軍属・学徒動員等々の方々」であるという。勤労働員先で空襲にあい死没した学生・生徒なども含めているようだが、詳細は不明である。

「政府の行為」によって起こった「戦争の惨禍」（日本国憲法前文）について、日本政府は説明責任を負っている。それにもかかわらず政府が、戦争に関する基礎的データの集計・分類・公表を怠っている以上、戦後はまだ終わらないと言わざるを得ないだろう。

追記 満州事変の戦死者について政府が忘却しているのも大きな問題である。これについては、拙稿「『先の大戦』に

おける戦死者について」(『じっしやう地歴・公民科資料』第86号、2018年)を参照のこと。

現代経済研究室

多国籍企業とタックスヘイブン

— 租税回避額の推計を中心に —

金子 文夫

(かねこ・ふみお 中央学院大学現代教養学部教授)

経済のグローバル化によって多国籍企業のタックスヘイブンを利用した租税回避が拡大している。また、デジタル経済の発展とともに IT 多国籍企業が高収益をあげる反面、納税額が少ないことが問題になっている。現代世界経済の変容に対して、従来の国際課税のルールは十分な対応ができていない。こうした問題意識から、OECD および G20は、多国籍企業のタックスヘイブンを利用した租税回避への包括的な対策 (BEPS プロジェクト) に取り組んでいる。

このような課題に対処する前提として、多国籍企業による租税回避額の規模の推計が不可欠であろう。タックスヘイブンの秘密主義、租税回避範囲の曖昧さなどから、明確な規模の測定は困難であるが、すでに多くの調査報告が公表されている。ただしそれらの成果をみると、推計対象、使用データ、分析方法、推計結果などが種々様々であり、諸推計を比較・検討する必要がある。また富裕層の租税回避の規模についても、同様の検討が求められている。

以下では、富裕層・多国籍企業の租税回避額を推計した主な調査報告について、方法論の違いをもとに3区分したうえで各調査報告の概略を示し、現時点におけ

る推計作業の到達点を明らかにしていきたい。

◆オフショア資産アプローチ

オフショアとは金融規制のゆるい(当局の監視が及びにくい)市場を指し、ここでは広義のタックスヘイブンとしておく。富裕層がオフショア市場に保有している金融資産の量から租税回避額を推計するのがこのアプローチである。

タックスヘイブン問題に取り組む代表的な NGO であるタックス・ジャスティス・ネットワーク (TJN) は2012年に *The Price of Offshore Revisited* を発表した。IMF 国際収支統計、BIS 資金移動統計、大手50銀行財務諸表等を資料とし、公式統計の不整合、オフショア資産の自己増殖、投資家の資産運用モデル、大手50行のオフショア資産量など、複数の推計手法を併用し、オフショア預金7兆ドル、有価証券・ファンドでの運用はその2~4倍とみて、総額21~32兆ドルを算出している(2010年)。21兆ドルの運用利回り3%、税率30%と仮定し、所得税1,890億ドルが回避されたと結論づける。

世界の貧困問題に取り組む NGO であ

る OXFAM は、世界の富裕層の資産額を推計し、貧富の格差拡大を証明する報告を毎年発表している。2019年1月発表の *Public Good or Private Wealth?* では、世界の上位1%の超富裕層が世界全体の資産の47%を占有し、最上位26人が下位50% (38億人) と同等の資産を有していることを明らかにした。租税回避の推計は後述のズックマンに依拠しており、提言としては富裕層への富裕税強化、上位1%の資産85兆ドル (2015年) に0.5%課税で4,000億ドル以上の税収増と主張している。

ピケティの弟子にあたる経済学者ズックマンは、『失われた国家の富』(NTT出版、2015年)のなかで、富裕層のオフショア金融資産を5.8兆ユーロ、のうち税務申告されない部分を4.7兆ユーロと推計し、それによって所得税、相続税、財産税計1,300億ユーロの税収損失が発生したと計算している。彼は、TJNの推計は大きすぎると批判し、オフショア銀行預金1兆ユーロ、国際収支統計の対外資産・負債差額(隠された資産)4.8兆ユーロ、計5.8兆ユーロという数字の方が正確だと主張する。ズックマンは対象を限定しすぎており、実態は、TJN推計よりは少なく、ズックマン推計よりは多いといえよう。

◆直接投資・税率格差アプローチ

多国籍企業の直接投資・収益率と世界各国・地域の法人税収・税率格差に着目し、オフショアを利用した法人税の租税回避額を推計する方法である。統計学的分析ツールを多用して結論を導いており、その限りではオフショア資産アプローチより緻密であるといえる。

IMF は2014年、各国の法人税制が直

接投資に及ぼす影響度を検討したポリシーペーパー *Spillovers in International Corporate Taxation* を公表した。この報告は、IMF が保有する1980~2013年、173カ国の直接投資と法人税に関するデータを用いて、各国の租税政策が他国の課税ベース(直接投資・利益移転動向)あるいは法人税率の水準に与える影響を検討している。OECD 諸国と発展途上国を区分し、租税切下げ競争やタックスヘイブンの悪影響は途上国の方が大きいことを強調している。税収に関しては、世界全体では現在の法人税収の5%、途上国のみでは13%程度の損失が生じていると推計する。

UNCTAD は、*World Investment Report* 2015年版のなかで国際課税の問題を取り上げ、多国籍企業のオフショア投資を通じた租税回避額の推計を試みている。IMF と UNCTAD の統計を使い2009~2012年における世界の直接投資の動向を追跡しているが、世界各国を非オフショア、SPE (オランダ、ルクセンブルクなどの投資中継国)、タックスヘイブン(低税率国)に3分し、SPE の役割を強調していることが注目される。こうした区分を使って投資経路別の投資額と収益率の関係を測定し、利益移転額と税収損失額を算出して、途上国660~1,200億ドル、先進国1,050億ドル、全世界で約2,000億ドルの法人税損失額を導出している。

BEPS プロジェクトに取り組む OECD は、2015年に公表した行動計画11のレポート *Measuring and Monitoring BEPS* で綿密な租税回避額の推計を行っている。そこでは ORBIS という全世界の企業データベースに基づき、6項目の BEPS 指標(多国籍企業グループにおける低税率国への利益の集中、非多国籍企業との実

効税率格差等)を用いながら、税率格差、国内優遇税制などの要因を考慮して税収損失の総額を計算している。それによると、2014年の世界の法人税収は、4~10% (1,000~2,400億ドル)の損失を生じているという。

以上のような国際機関による推計は、手法の違いにもかかわらずほぼ1,000~2,000億ドル程度の租税回避額で一致している。それに対して、その後、より多くの租税回避額を算出する研究が現れている。

IMFのスタッフである E. Crivelli らは2016年に *Base Erosion, Profit Shifting and Developing Countries*, IMF Working Paper を発表し、IMFの2014年の報告と同様のデータ、問題意識のもとに、推計方法に工夫を加え、平均実効税率の動きに注目しつつ、BEPS 規模の新推計を試みている。それによると、先進国では4,000億ドル (GDP 比1%)、途上国では2,000億ドル (GDP 比1.3%)、合計6,000億ドルの税収損失が生じているという。

これに対して、TJN メンバーである A. Cobham らは、2017年に *Global distribution of revenue loss from tax avoidance*, UNU-WIDER を発表し、Crivelli らの方法を継承しつつ、政府歳入データベースの活用、タックスヘイブンの範囲と平均実効税率の修正により、先進国3,000億ドル、途上国2,000億ドル、

合計5,000億ドルの税収損失を算出した。この報告では国別に税収損失額を示している点が目新しく、日本は米国、中国に次いで第3位、468億ドル (GDP 比0.93%) の損失とされている。

◆その他のアプローチ

米国の NGO、Global Financial Integrity は、2017年に *Illicit Financial Flows to and from Developing Countries: 2005-2014* を公表した。これは世界貿易統計における輸出と輸入の食い違いを根拠に、途上国の資金流出入における不正な量を推計したもので、2005~2014年平均で流出の4.6~7.2%、流入の9.5~16.8%、金額ベースでは6000億~2兆ドル規模の不正資金移動があるとする。ただし、そのなかの租税回避部分の割合は明らかでない。

同じく米国の団体である U. S. PIRG、ITEP は、*Offshore Shell Games 2017* を公表し、米国多国籍企業のタックスヘイブンを通じた租税回避について、個別企業の金額を推計した。納税情報の得られる58社の金額をあげており、第1位のアップルは767億ドル回避とする。こうしたマイクロベースの積み上げ作業とマクロレベルの推計とをいかに接合していくかが今後の課題となろう。

海外調査報告

重慶爆撃の被害者を訪ねて 塩澤 俊之

(しおざわ・としゆき 公益財団法人政治経済研究所理事)

昨年8月、日中友好協会の地域の仲間と重慶市、四川省を訪問し、重慶爆撃の被害者や遺族などが2004年に日本政府に訴訟を起こした重慶爆撃民間対日賠償団の方と懇談しました。また、三峡博物館には、東京大空襲戦災資料センターで展示している重慶爆撃の写真もありました。

事前の学習会で、重慶爆撃（1938年12月18日から1943年8月23日）は、ドイツ軍のゲルニカ爆撃（37年4月）とともに敵の抗戦意欲の低減をねらい、軍事目標だけでなく市街地も無差別に爆撃するという戦略爆撃の始まりを示すものであること。日本軍の錦州爆撃、漢口爆撃、ドイツ軍のロンドン爆撃、アメリカ軍（連合軍）のドレスデン空襲、東京大空襲と日本の都市に対する空襲、そして広島・長崎への原子爆弾投下が戦略爆撃であったこと。そして、この重慶爆撃が非戦闘員・市民に対する焼夷弾を使用した無差別絨毯爆撃の始まりで、ブーメランとなって東京大空襲につながっていたことを知り、改めて、実態を知りたいとの思いで重慶を訪問しました。

懇談では、栗遠奎（スー・ユエンクイ）原告団長をはじめ5名の被害者の方からお話を聞くことができました。

重慶爆撃の被害者遺族・倪世珍（ニー・シーゼン）さんは、「母は亡くなるまで、日本政府に対して賠償を求め続けるよう私に言い続けていた」、「母は爆

撃で右足を負傷し、貧しかったため病院にも行くことができず、亡くなるまでその傷が完治することはなかった。足は化膿し、08年に亡くなるまで、膿汁が流れていた。戦争中に負った傷が、母に一生付きまとった。日中両国が歴史の教訓を銘記し、戦争を二度と起こさないようにしてほしい」と訴えた。

王西福さんは、当時3歳で、両親は上海で結婚し、上海事変（1937年8月13日）後に重慶に逃れてきた。1939年5月3日の爆撃で、周辺に防空壕がなく木材工場の木材の空間に隠れたが、近くで爆弾が爆発して木材が崩れ、両親は木材に押しつぶされて死亡した。王さんも額にケガをした。孤児になった王さんは叔父に引き取られたが、8歳でそこを飛び出し、重慶中心部で靴磨きなどをしながら生き抜いてきた。「両親が生きていれば、違う人生を送れたのに！」と語り、決して「お金のためではなく、2度と戦争を起こしてはならない」ために日本政府に反省と謝罪を求めて2006年に訴訟団に参加した。

陳桂芳さんは、当時7歳で両親とともに嘉陵江の北岸に住んでいた。5月4日の爆撃で、近くの墓の中に逃げ込みましたが、近くに爆弾が落ち、3人とも重傷、意識を失い病院で意識がもどった。頭にケガをした陳さんは何とか助かったものの両親は翌日亡くなりました。11歳まで

ゴミ拾いをしながら生き延び、その後、紡績工場で働くことができた。

今でも頭の中に破片が残っており、今でも耳鳴りが続き、夜も熟睡できないし、雨の日などは痛みがさらにひどくなると語ってくれました。

重慶爆撃民間対日賠償案原告団の栗遠奎団長は、「重慶爆撃をめぐる一審、二審の判決文の3分の2以上の内容が戦争における加害事実を認めるものだった。しかし、最終的な判決は謝罪と賠償を棄却した。原告団のメンバーはその結果に不満を抱いている。日本の最高裁判所は原告団の上訴をすでに受理しており、今年か来年に三審の判決が出るだろう。もしまた敗訴すれば、原告団は中国国内で訴訟を起こす」と決意を語りました。

そして、「賠償は憎しみを抱き続けるためではない。賠償の過程は、侵略の歴史の過程を知る機会となる。賠償を通して、一人でも多くの人々がその歴史を理解すると共に、軽率に戦争を起こしてはならないと、世界の人々に訴えたい。賠償団のメンバーの大半は80代であるものの、命ある限り戦い続ける」と述べられました。そのあと、訴訟団の案内で「六・五大隧道惨案遺址」の防空壕（洞）を視察しました。（写真）

懇談の最後に重慶爆撃の東京大空襲戦災資料センターで展示している重慶爆撃の写真とセンターの英文のパンフレットを渡しました。大変喜ばれました。

被害者が経験したことを聞き、あらためて驚愕させられました。日本は侵略者、加害者で、重慶と中国全土に多大な損害を与えただけでなく、今も苦しみが続いている被害者に対し、重慶爆撃の被害者や中国の国民に謝罪すべきだと改めて思いました。

「ゲルニカの日」から60年経った1997

年3月27日、ドイツのヘルツォーク大統領は、ゲルニカ市と市民に対し、「この残虐な行為の犠牲者は、非常な苦痛にさらされた。わたしたちはドイツ空軍による爆撃とそれが招来した恐怖をけってして繰り返さない。いま、両国民の間の和解と将来の平和を呼びかける」と謝罪しています。



写真＝「六・五大隧道惨案遺址」

重慶爆撃と東京大空襲は中国と日本に同様の苦しみをもたらした歴史を日本政府が直視し、反省と謝罪をすることが求められていることを痛感しました。行きの飛行機で隣席になった日本人で、この10年重慶で経営コンサルタントをしている方に重慶爆撃のことを話したら、全く知らないことには驚きましたが、合間を見て見学したいとの言葉にホッとしました。

長江と嘉陵江の流れは悠久でとうとうと流れ、夜景のすばらしさ、風光明媚な重慶でした。もちろん山椒のしびれを感じる四川料理も堪能してきました。

【解説】重慶大爆撃は、第二次世界大戦期間中、中国を侵略した旧日本軍は、当時の国民党政府や南西内陸部の人々の抗戦する意志に打撃を与えるため、1938年から1943年までの5年半にわたり、重慶の一般住民の殺戮

を意図的に狙った残酷な無差別爆撃を218回行った。重慶大爆撃が最も激しかったのは1939年から41年までの3年間であった。1939年の「五・三、五・四」、1940年の「101号作戦」、1941年の「102号作戦」・「六・五大隧道惨案」とそれぞれ呼ばれている爆撃では、重慶は甚大な被害を出した。最近の資料では、この5年半の爆撃による死傷者は6万1300人、うち死者2万3600人、負傷者3万7700人とされる。重慶大爆撃は、日本の侵略戦争に徹底抗戦する中国の政府・民衆の戦意喪失と侵略への屈服を狙った最大規模の無差別・戦略爆撃であり明白な戦争犯罪であった。

【参考文献】

「重慶爆撃とは何であったのか」2008年
高文研 重慶大爆撃訴訟弁護団・連帯する会の資料等



写真＝「5・3、5・4重慶爆撃」

研究所の動向（2018年10月～12月）

理事会

2018年10月19日 第6回理事会
渡辺新理事提出の戒告処分取消申請書ならびに理事・事務局長辞任届について／石橋氏代理人との協議について（継続審議）／東方社コレクション運用規定の見直しと再制定要望について（継続審議）／政治経済研究所就業規則の制定について／研究員交流会の開催について／その他

2018年11月4日 第7回臨時理事会
弁護士との委任契約について／理事会と事務局の体制について／賃貸マンションの買い替えについて／その他

2018年11月16日 第8回理事会
石橋星志氏との雇用に関する民事紛争代理人弁護士委任について／就業規則制定／展示制作契約について／「東方社コレクション」運用規定ならびに原田健一氏について／2017年度研究成果報告審査について／研究員交流会について／その他

2018年12月21日 第9回理事会
内閣府立入検査結果について／就業規則制定について（継続）／東方社コレクション運用規定ならびに原田健一氏利用について（継続）／展示制作契約について（継続）／東京大空襲・戦災資料センターの「体験記録集」／2017年度研究成果報告について

委員会等

2018年10月17日 東京大空襲・戦災資料センター2018年度第6回運営委員会
2018年11月12日 東京大空襲・戦災資料センター2018年度第7回運営委員会
2018年12月17日 東京大空襲・戦災資料センター2018年度第8回運営委員会

学会報告・講演等

2018年10月6日 山辺昌彦 豊川海軍工廠平和公園・平和交流館 専門講座「全国の空襲被害と豊川海軍工廠大空襲」講師として

刊行物

2018年11月 松田真由美 『電力産業の会計と経営分析』同文館「第8章 イギリスにおける再処理と廃炉の会計」
2018年12月8日 合田寛 「緊縮政策と福祉国家の危機 英国の先例が示唆するもの」『経済』2019年1月号

研究所関連の報道

2018年12月20日 松田真由美 しんぶん赤旗
「研究者が読み解く日産経営 中」

